

■ 寄付金募集に関する遵守事項

第1条（目的）

本学会は、学術研究の発展および本大会の円滑な運営を目的として、企業・団体・個人からの寄付金（以下「寄付金」という）を受け入れるものとする。

第2条（基本方針）

1. 本学会は、寄付金の受け入れにあたり、透明性、公平性および独立性を確保する。
 2. 寄付金は学術活動の支援を目的とし、特定の企業、団体または個人の利益を図るものではない。
 3. 学会の運営および学術内容は、寄付の有無または金額に影響されることはない。
-

第3条（寄付金の使途）

寄付金は、以下の費用に充当するものとする。

1. 会場運営費（会場使用料、設営費等）
2. 印刷物制作費（抄録集、ポスター等）
3. システム関連費（参加登録、演題登録システム等）
4. その他、本大会運営に必要と認められる費用

なお、寄付金は特定の発表、個人または団体に対する利益供与を目的として使用しない。

第4条（利益相反の管理）

1. 本学会は、寄付企業と学術発表内容との関係について、必要に応じて利益相反（COI）の開示を求めることがある。
 2. 学術発表、講演内容およびプログラム構成は、寄付の有無または金額に影響されない。
-

第5条（公平性の確保）

1. 寄付の有無または金額により、以下の事項に影響を与えないものとする。
 - (1) 演題の採否
 - (2) 座長・演者の選定
 - (3) プログラム構成
 - (4) 掲載内容および掲載順位
 2. 本学会は、すべての参加者および関係者に対して公平な運営を行う。
-

第6条（協賛企業の表示）

1. 寄付企業名の掲載は、以下の媒体において行うことがある。
 - (1) 学会公式ホームページ
 - (2) 抄録集・プログラム集
 - (3) 会場内掲示物
 2. 掲載方法（ロゴの有無、サイズ、掲載位置等）は、本学会の定める基準に従うものとする。
 3. 掲載内容について、誇大表示または誤認を招く表現は禁止する。
-

第7条（法令およびガイドラインの遵守）

本学会および寄付者は、寄付金の提供および受領にあたり、以下を含む関係法令および各種ガイドラインを遵守するものとする。

1. 医療用医薬品プロモーションコード
 2. 医療機器業公正競争規約
 3. その他関連する法令および業界指針
-

第8条（寄付の任意性および対価の不存在）

1. 寄付は寄付者の任意によるものであり、強制されるものではない。
 2. 寄付金に対して、特定の便益、優遇措置または対価は提供されない。
-

第9条（寄付金の取り扱い）

1. 受領した寄付金は、原則として返金しない。
 2. 天災、感染症拡大その他やむを得ない事情により大会の開催形式変更または中止となった場合の対応については、本学会が別途定める。
 3. 寄付金に関する領収書は、本学会の定める方法により発行する。
-

第10条（個人情報の保護）

寄付申込により取得した個人情報は、本大会の運営および寄付金管理の目的にのみ使用し、適切に管理する。

第11条（その他）

本要項に定めのない事項については、本学会が別途協議のうえ決定するものとする。
